

おおぎみそん 議会だより



大宜味村
おおぎみそん

お知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、
本議会の傍聴については、極力ご遠慮願います。
なお、どうしても傍聴を希望する場合は、
息苦しさや強いだるさ、高熱など強い症状がないことを
確認の上で、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、
ご理解とご協力をお願いします。



◎一般質問が時間制に変わります(6月定例会より)

議会ホームページをリニューアルしました!

※詳しくは、大宜味村ホームページのトップ画面の右下にある、「大宜味村議会」バナーより検索してください!!
スマートフォンからでも閲覧可能です。



- 一般質問 P1～P10
- 議案等の議決結果一覧 P11～P13
- 討 論 P13～P15
- 賛否分かれたもの P15

※詳しい内容については、各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。

【表紙写真】大宜味村立おおぎみこども園(令和2年4月1日 開園)

村の蝶々

ツマベニチョウ



コノハチョウ





一般質問

寄景善 議員

「人材育成」と「人財育成」について

問 「人材を以つて資源と為す」は、本村においてひときわ輝きを放ち、内外に誇れる至宝であり、村是としても位置付けられている。本村にとつて最も大切な言葉の一つであり未来永劫にしつかりと正しく伝えていかなければならぬ。何故か。

答 宮城功光 村長
「人材」は才能があり、

使い分けて使用しているのか、その意図するところは何か。

第5次総合計画及び村勢要覧の中で「人材」と「人財」を使い分けて使用しているのにでも役立つ、いわば完成

書にある。「人財」は、財産という意味があり、また財（たから）としての意味を持たせている。人を財産として、様々な分野で活躍できる「財（たから）」として考えた。

友寄景善 議員 「人財」

は辞書にはない当て字である。企業や会社等で、すぐ

元祖である「人材」に統一して使用すべきである。

認定こども園の開園準備状況は？

問 定員は120人だが募集状況と開園時の入園予定者は？保育士は追加で最低6名必要で、募集したが応募はなかつたと答弁しているが、その後どうなつたか？

答 米須邦雄 教育長
現在のところ入園予定者は94名。保育士は2名確保したが、依然足りていない。

確保できていない職種は看護師、調理員。開園に向け

の意味するところをしつかりと受け止め理解し、そして正しく伝え、活かしていくべきである。後世の人間が拡大解釈して本来の意味を歪めてはいけない。親泊校長も天国から嘆き心配しているのではないか。混乱を招く「人財」は使用せず、

元祖である「人材」に統一して使用すべきである。

返済不要の給付型奨学金制度の創設を

問 返済不要の給付型奨学金制度を創設すべき時期にあると思うが？

答 米須邦雄 教育長

残された期間人員確保に努めしていく。

必要性については十分理解しているつもりであるが、育英資金での創設は難しいと考える。

友寄景善 議員 人材育成基金やふるさと納税を活用するなどして早期に創設し、人材に資するべきであ

一般質問

仲井間 宗利 議員



空家活用対策・結の浜アパート入居について

近年、村内に移住したい人が増えていて、空き家はあるが貸してもらえないのが現状です。

また、土地を購入した人がその土地は農地であり、建物はあるが管理小屋で住民票が移せない、いい方法はないのか。

村政策課題として人口増

を目標にしていると思います。そこで結の浜に民間アパートが増築されました。村職員が地元で住居が構え

答 宮城 功光 村長

①空き家活用対策は、平成28年度より協議会設置に向けて活用方法についての制度の勉強会、またはガイドラインとなるものを作成しながら取り組んできた。

また、空き家改修補助金も創設し、運用してきた。

補助金活用についても移住希望で申請したい方もいるものの、空き家を貸してもらえない状況がある。

次年度、協議会設置と再度空き家の情報を整理することなど、担当課において重点的に取り組んでいく。

①空き家対策の進捗状況は、②職員の入居状況は、現

られず村外から通勤されていると聞いていますが、それなりの事情もあると思いまますが入居されているのか。

②職員の入居状況は、

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

①農地にある管理小屋について説明します。

管理小屋であつてもトイレ、お風呂、キッチン等があつて住める状態であれば住民票は置くことができる。

ただし農振地域に入つている場合は、産業振興課での手続きが必要になつてくるかと思う。

在住居手当を支給しているのが33人となつていて、内訳としては、津波の民間アパートに6人、結の浜のアパートに15人、村営団地に3人、村外に9人となっています。また、村長としてもぜひ村内のアパートに移つてほしいと日々努力している、今後ともそのことを続けてていきたい。

答 知念和史 総務課長

②結の浜に空いているアパートは、去年から村外から通勤されている村外で住



▶ 完成した民間アパート

一般質問

大山 美佐子 議員

世界遺産登録について

問1 世界自然遺産登録をするには、大賛成だが、北部訓練場跡に銃弾二千発超破棄され、鉄板ライナープレートが地面に突き刺さっているのがあり、跡地内では道路や山肌が崩壊寸前で埋められた土嚢やロープがむき出し、英語の表記がある野戦食の袋が散乱している2月18日のこと。このようない状況では、世界自然遺産登録への影響は避けられないと思う。この状況から村長はどう考えるか。



答 宮城功光 村長

世界自然遺産登録に向けては、今後も環境省の指導のもと、沖縄県、やんばる三村で連携し、取り組んでいく。

問2 北部訓練場跡には火薬が詰まつた大量の銃弾が放置されている。返還地をきれいにするよう、国頭村、大宜味村、東村の三村長連携して国に要望する考えはあるか。再度、聞く。

答 宮城功光 村長

国頭村のほうの事案について、私が答弁するということはちょっと控えさせていただきたい。国頭村としては、防衛省関係に要請をしていくという方針をとっている。

還地からみつかる薬きょうなどについては関係機関に再度除去をお願いする。誤つて返還地に米軍ヘリが着陸することがないよう要請すると言っている。世界自然遺産登録が確実にできるよう植生回復を早めに実行してほしい。そのためにも三村村長の連携がすごく必要だと思う。

新型コロナウイルス対応について

問 政府は、全国公立学校に臨時休校を要請し、大宜味村は3月2日～18日まで休校となつていたが、我

答 米須邦雄 教育長
37.5以上の発熱や咳が続く場合の問い合わせ先は北部保健所に電話連絡するよう、広報誌3月号及び2月27日付ホームページへ掲載し、診療所に関しては、現在のところ通常どおりの診療を行つてている。

るのかも教育長に伺う。

靖さんのコメントにも、返り頭村長に当選した知花國頭村長に当選した知花

大山 美佐子 議員
広報誌にも掲載、変化があるときは村内無線で流すなど、子ども達が安全で過ごせるように、教育委員会や学校としても指導はしていると思うが、事故や事件がないよう、地域でも気配りが必要だと思う。

一般質問

大城佐一議員



ビジターセンターの今後の活用について

問1 やんばるの森ビジターセンターは、三村の玄関口に位置する本村いの自然、

・消費を促進するためには、観光客の周遊・滞在を促進するためには、
①、やんばる・大宜味村の情報発信施設としてFMのサテライトスタジオの開設
トしたが。
②、ビジターセンターとマチアップした塩屋湾の遊

答 組んでいく。
福地亮 企画観光課長
①の件は他の市町村でも
行っている部分もあつて、
情報は以前から調査をして
いた。

②の塩屋湾の遊歩道の整備計画は自転車道も含めて検討を進めており、沖縄振興特別推進交付金等の補助を活用しながら取り組んでいく。

③の観光客の周遊・滞在・消費の具体策として、観光協会とも連携しながら、今後亦テルの進出も予定され宿泊可能な施設の情報を共有し、連携を密にし取り

③、大宜味村への観光客の周遊・滞在・消費の具体策はあるのか伺う。

歩道の整備計画は③、大宜味村への観光客の周遊・滞在・消費の具体策はあるのか伺う。

②、遊歩道整備計画は村長の大きな政策課題であり、プロジェクト推進室の3年目の事業計画の中に取り組むこととさせている。

③、大宜味村の名前をPRし、ビジターセンターの魅力を指定管理者、観光協会と連携し、誘客・集客に取り組んでいきたい。

② 遊歩道整備計画は村長の大きな政策課題でもあり、プロジェクト推進室の3年目の事業計画の中に取り組むこととさせている。

③ 大宜味村の名前をPRし、ビジターセンターの魅力を指定管理者、観光協会と連携し、誘客・集客に取り組んでいきたい。

答
宮城功光
村長

ヤンフ場関係についても徐々に計画することも、道の駅の背後の場所も早く整備をして、活用できるような方法にしたいと思ってる。優先順位とかいろいろあるが、もしできるんであれば早くそういう整備ができるようにしつかり頑張ついていきたい。



ビジターセンター前の海岸 (モクマオウ伐採後) 4月時点

一般質問 宮城 良治 議員



問1 大宜味村季節性インフルエンザ予防接種費用助成について2点伺う。

1点目は、生後6ヶ月から15歳までを対象に助成金額が小学生の場合は2回接種のため3,000円、中学生が2,000円となつてているが、まだまだ負担が大きく、特に子供の多い家庭では負担が多いため予防接種を受けることができないとよく聞きます。今シーズンの予防接種の状況はどうなつてているのか。

2点目に、助成金交付申が、0歳から14歳までの感

インフルエンザ予防接種費用助成の拡大は可能か

大宜味村季節性インフルエンザ予防接種費用助成について2点伺う。

1点目は、生後6ヶ月から15歳までを対象に助成金額が小学生の場合は2回接種のため3,000円、中学生が2,000円となつてているが、まだまだ負担が大きく、特に子供の多い家庭では負担が多いため予防接種を受けることができないとよく聞きます。今シーズンの予防接種の状況はどうなつてているのか。

請書を出さずに、医療機関の窓口で自己負担金だけを支払う仕組みはできないのか。

答 宮城功光 村長

1点目については、3月6日時点で、予防接種費助成を行った方は25名。

2点目については、本村の予防接種費助成の方法は、接種費用を医療機関で一度支払い、その後、窓口での申請を経て、振込償還払いとなつていて、医療機関を限定した方法であれば、要綱の見直しを行い、医療機関との契約を交わせば可能かと思つてている。

感染者数が全年齢の63%を占めている。例えば子供がインフルエンザに感染すると、親は1週間近く仕事を休んで看病しなくてはいけない。

最悪の場合、家庭内での感染で親がインフルエンザに感染してしまうと、さらに1週間近く仕事を休まなければならず生活が困窮してしまう。予防接種をしていれば、発症した場合でも肺炎や脳症など、重症化を予防し、入院費や医療費抑制にもなり、貧困対策にもなると思うので、自己負担金1,000円程度にし、多くの子供たちが予防接種を受けられるようにできないか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

予防接種の助成費用の金額について財源的なこともあるため、今後、必要性を踏まえて考えていくたい。

「大宜味村放課後児童クラブ施設周辺整備状況は」についても質問しました。

答 宮城功光 村長

財源が非常に厳しい中で助成をもつと増額するといふのは非常に厳しい状況である。診療所との調整をして、何とか負担を軽減できるような仕組みを相談してみたいと思つている。

問3 大宜味診療所と連携

しながら、村は助成金を増やし、また診療所側には予防接種代を少し安くして頂くとか、そういうことで自己負担金を軽減することはできないのか、診療所の宮城先生とも話をしたが、現場のほうから相談に来たら協力してもいいですよと言つておりましたので、ぜひ調整して頂きたい。

一般質問

大城邦彦 員議員



問 大宜味小中学校は、日常的に塩害の影響を受ける環境にあり、スクールバスは屋外に野さらし状態で駐車しているため、鋸の腐食が早く、さらに波しぶきをかぶつても洗浄する設備が不備な状況である。車庫に駐車することで15年から20年もの寿命を延ばすことが期待できる。また、部育成会のバスは、腐食が激しく使用限界状況にあるが、購入計画はあるか。

学校スクールバスの車庫設置等について

答 大宜味小中学校は、日常的に塩害の影響を受ける環境にあり、スクールバスは屋外に野さらし状態で駐車しているため、鋸の腐食が早く、さらに波しぶきをかぶつても洗浄する設備が不備な状況である。車庫に駐車することで15年から20年もの寿命を延ばすことが期待できる。また、部育成会のバスは、腐食が激しく使用限界状況にあるが、購入計画はあるか。

年度以降の購入を目指して調整を図っていきたい。

大宜味村下水道について

問 1 大宜味村の公共下水道整備は、結の浜地区のみであるが、その他の集落では単独処理浄化槽と合併処理浄化槽及びみ取り便所などが主である。単独浄化槽は台所や洗面所などの生活排水は、そのまま流れ、川や海などの水質汚濁の原因は家庭からの生活排水と言われており、下水道整備事業計画を推進していく必要があると考える。

答 宮城功光 村長

①結の浜地区の下水道について、各世帯にお知らせを配付して協力を願っている。配管の詰まり等で費用のかかる修理は、平成22年度浄化センター施設内の機能向上を目的に修理や腐食などによる配管設備の修繕を初め、維持管理関係の修理を行っている。

②大宜味村の下水道整備事業計画の推進は、現在の

1点目のバスの車庫整備について必要性を感じているので、財政側とも十分調整をして検討したい。2点目の洗浄設備の整備については、早急に購入したい。

因は家庭からの生活排水と言われており、下水道整備事業計画を推進していく必要があると考える。

問 2 農林水産省の農業、

農村整備事業の中に、農業集落排水処理施設補助事業があり、農業集落排水は集落ごとに小規模な処理場を置き、分散して汚水の洗浄を行うことができるようだが。

答 新城 寛 建設環境課長

農集排の建設費、それに対して浄化槽設置整備事業、この事業費を比較してみると約8分の1程度の事業費が抑えられる。財政難から考えると、農集排の初期投資がかなり高額になることから、合併浄化槽での対応をしていきたいと考えている。

ところ結の浜限定での下水道整備で各集落を結んでの下水道計画はない。

一般質問 宮城 貢 員議



教育行政について

問1 教育費負担軽減について

教育費負担軽減について伺う。6月、9月、12月定例会で、就学支援・奨励する給付型奨学金の制度について『検討します』『村長部局との調整が必要』との返事をいただいている。

財源の確保について提案する。『企業版ふるさと納税』の制度があるが、活用できないかを伺う。

答 米須邦雄 教育長

給付型の奨学金制度については議員から度々質問を受けており、必要性は理解している。今の育英資金の中では厳しい。人材育成基金

やふるさと納税を活用した新しい道を考えて、村長部局と調整したい。議員提案の『企業版ふるさと納税』は、地域再生計画をつくつて内閣府の許可を得るという作業量も大変なことから、村長部局と調整して可否等について検討する。

問2 『企業版ふるさと納税』について

『企業版ふるさと納税』の制度は、こちらで準備することがたくさんあることは調べて初めて知った。ぜひとも、汗をかいてできるような形でお願いする。

答 宮城 豊 教育課長兼 子ども子育て支援室長

『企業版ふるさと納税』に関して、議員からの提案まで私も、教育長も初耳で、今後勉強し、首長部局とも調整してうまく活用できるよう考えていく。

問3 『企業版ふるさと納税』について

『企業版ふるさと納税』について、なぜ教育長

かというと子供たちからの提言、作文で大人の目線ではなく、子供の目線で大宜味を、自分たちの言葉で売つていけると思いついた。

経済・産業・観光関連について

問 活活性化センター（前道の駅）の今後について

令和2年度の維持管理費の予算は幾ら計上されているか。過去10年の收支を示して。

答 宮城功光 村長

令和2年度の維持管理費の主なものは、会計年度任用職員221万円、光熱水費に363万3千円、その他保守点検業務委託等の費用があり、合計827万2千円を計上している。収支は議長から資料請求して提出する。

問 施政方針について

中学校跡地を活用した『やんばるの森ビジターセンター』が令和2年2月22日にグランドオープンしたが、どのような手ごたえを感じているか。今後の展望は。

答 宮城功光 村長

グランドオープンから特に3日間は駐車場に入りきれないほどの多くの来場者でした。導入当初のアピールとしては今後の展開に大いに期待できるものと実感している。また今後は、特

商品の販売以外でも体験プログラムなど地域と連携した取組も検討中だとのことで期待をよせている。

答 福地 亮 企画観光課長兼プロジェクト推進室長

ビジターセンター指定管理者と観光協会が運営している中で課題等を見つけ、今後の一括交付金の補助メニュー等を活用しながら基本計画を策定し、計画を進めていくことは決定している。

一般質問

平 良 嗣 男 議 員



現在村の財産でそば組合がこれまで使用するにどのようにして使用してきたのか。固定資産もJAが支払ってきている。今後もそば組合が使用するには、村は契約等しつかり交わしていくべきが、どのような見解か。

村有地の利活用について

①旧診療所の土地や4月1日よりこども園が結の浜での開園に伴い、喜如嘉、塩屋保育所、幼稚園、さらには旧一心療護園の跡地、旧消防分遣署跡地をどのように活用していくのか。

②旧パイン選荷場の活用について。議案第14号にて無償貸付け条件期間の3カ年、提案理由も示されているがあえて伺う。農協時代、昭和61年の3月8日にパイン選荷場として導入してきて山原農協の合併、JA合併に引き継がれてきた。令和元

年12月23日付で無償譲渡の契約を村長とJA理事長と交わし、令和元年の12月25日付で登記を完了している。

現在村の財産でそば組合がこれまで使用するにどのようにして使用してきたのか。

固定資産もJAが支払ってきている。今後もそば組合が使用するには、村は契約等しつかり交わしていくべきが、どのような見解か。

③令和元年第3回定例会で一般質問をしたが、一心福祉会が使用している土地の払い下げについて、村長は早い時期に払い下げを検討しているのかないと思つており、事業所の方と調整をしていきたいと考えているとの答弁を受けたが、あれより8ヶ月余も経過しているが、その後の経過はどうなつているのか。

おいて方策として確定はないが、今後の活用方法については検討を行つてきている。

②耕作放棄地対策協議会が使用開始したのが平成21年12月頃でJAから無償貸受けしているが書類は保存されておらず当時の経緯がわからない現状です。現在の支店長と確認し、維持管理上の経費全て蕎麦生産組合が負担する村有財産無償貸付契約となつた。

③一心福祉会への土地の払い下げについては、令和元年第3回定例会において、

問 令和元年12月2日の一括交付金事業の会計実地検査において、2件の指摘があつたとのことだが、今後どのような手続を踏まえて対応していくのか。役場職員のうち技術者採用は何人在籍し、同様な資格を保有して、どのような資格を保有しているのか。どのようにして人事に反映していくのか伺う。

答 宮城功光 村長

まだ検査官の調査中であることから手続については指示があり次第、対応していきたい。職員技術職の採用は土木施工管理技士、建築士、測量士の募集を行っている。人事については、建設環境課と産業振興課が主な配属先となっている。

答 宮城功光 村長

①については、現時点に

おいて方策として確定はないが、今後の活用方法については検討を行つてきている。

公共工事の管理体制は

いたい。

一般質問

安里重和 質問員

どうなつてている結の浜定住
促進分譲宅地

問1 結の浜定住促進分譲宅地購入希望者募集要項等

に基づき質疑する。

①申込資格の(1)申込者自ら居住する住宅を建設する為の宅地を必要としている方とあるが、生活様子の見えないモデルハウス等数件あるが、何件ほどあるか把握しているか。申込者自ら居住する予定はあるのか。

②申し込み資格の(2)大宜味村に住所登録し、おおむね10年以上居住する見込みのある方とあるが、この方々は、住所登録しているのか。

③分譲条件(3)本件土地引渡後10年間は、原則として次の行為を禁止する。本件土地に借地権・地上権等・その他土地の使用収益を目的とする権利を設定すること。売買・贈与・交換・出資等により本件土地の所有権を移転する事とあるが、この建物について疑いはないのか？

答 宮城功光 村長

①、②について、生活様子の見えない状況の者について4件の把握をしている。1件は、住所は有るが、現在は常時はいないが週末にいる事が確認できている。

の件は、2件は住んでいた状態があつたことから該当しないものと捉えている。2件については、モデルハウスの状態である為、再三指導を行つていた。弁護士へ指導方法について相談を行い、指導方法に慎重を期さなければならぬと助言を頂いている。

問2 問題となつてている4件は、中部の業者が建てた建物である。私は、出資目的の建物ではないのかと疑いを持つている？反社会的勢力等に売買された場合、その責任はだれが負うのか、紛争に対しても誰が責任を持つのか？

の件は、2件は住んでいた状態があつたことから該当しないものと捉えている。2件については、モデルハウスの状態である為、再三指導を行つていた。弁護士へ指導方法について相談を行い、指導方法に慎重を期さなければならぬと助言を頂いている。

問3 分譲地に「希望者あり」が5件あるが予約だと思ふが何ヶ月間待つのか？内金を支払っているのか？

地域の方々が購入を求めた場合、優先に売買してもらえるのか？予約した方々は、内金を支払っているのか？

答 福地亮 企画観光課長

昨年まで、特に期限を設けないでやつてきた経緯があつて、問い合わせに対しても対応がうまくできなかつた。期間を定めようという事で、3ヶ月間の予約の期間を設けた。3ヶ月を過ぎたら次の方が優先としている。(内金について答弁なし)

1件は、平成29年まで住んでいたが転出した。あと2件は、モデルハウス的な状態となつており数年前から住んでもらう事の条件となつてゐる事を指導してきた。家主からは住まないと回答を受けた。③行為の禁止

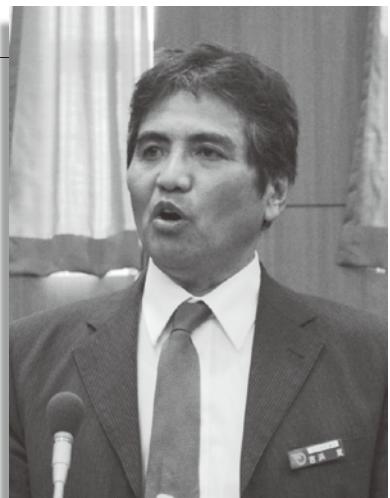
答 宮城功光 村長

担当課も大変苦労している。注意やお願いをしてくるが聞いてくれない。この方は、おそらく本籍は、塩屋だと思う。国頭での事業が農地法との関係で出来な

学校等跡地活用事業について質問（4回目）

一般質問

吉浜 覚 員 議



**森林法違反の林地開発行為
地域における災害を問う**

問1 2019年2月、県（森林管理課）は林地開発に関する関係者のクレームに対して現地調査する等の対応を経て、8月に事業主に対し森林法違反する開発行為の中止の通知をしている。当該森林の周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる懸念があることから、早急に林地開発の許可基準に沿った復旧を行う必要があるので、9月27日までに「変更許可申請書」を県との十分な調

整を得た上で着手すること。許可条件に第3者損害を及ぼすおそれのある場合、又は損害が発生した場合は、自己の責任において損害発生の防止、若しくはこれを賠償することになっている。

10月9日、現場確認の上、今までの指導箇所及び今回指導した箇所について、緊急に変更許可申請書を提出するよう指示し、小沢からの排水施設が必要、正式な沈砂池でないなどの指摘がある。また、当初申請では残地森林になつてている箇所の伐採がみられ、造成森林等をする必要がある。法面崩壊は村と業者との調整で復旧することになった。との報告が工事のずさんさがあることから、物語つており森林法違反や災害対策の不充分さが災害に繋がったと言える。この崩壊地域は、沢を埋めて盛土造成した道で分断されて

整を踏まえて提出し、許可を得た上で着手すること。

許可条件に第3者損害を及ぼすおそれのある場合、又は損害が発生した場合は、自己の責任において損害発生の防止、若しくはこれを賠償することになつていて。

できた池がある。現草地造成工事で他の沢も埋められたとみる。村長は事業主の責任において復旧すべき災害工事を、事業主との調整で農道災害復旧工事を村単独予算で執行することは災害の原因を曖昧にし、村民に負担を強いるもので断じて許さるものではない。なぜ違反開発行為等で発生した災害を村の責任で復旧しなければならないのか。

答 宮城功光 村長

今回崩壊した斜面は、人工的斜面ではなく、自然の斜面である。この斜面は急勾配で崩れやすい地形で、実際、過去にその付近の斜面で修繕した経緯もある。

今回、台風等の大雨発生後に斜面が崩壊しており、そのため一つの要因として大

雨などの影響で崩壊したと考えられる。

問2 道路法面崩壊区域では、2019年の9月21日の期間による毛管現象等が強力に働き道路地盤が緩み崩壊したとみる。村長は事業主の降水量が132ミリ、一昨年の10月5日期間降水量が204.5ミリ。この期間降水量の差は、崩れたときは72.5ミリも少なく、パーセンテージも64%。明らかに台風じやなくて、排水の処理の問題で溜まっていると。県は災害の恐れがあるから、第3者に被害を与えた場合は責任を持ちなさいと言つているんじゃないですか。なぜ、業者が村と調整して、村がやらなければならぬのか。

答 宮城功光 村長

村としては、これは決して造成のために起きたとは言えないということをはつきり言つている。

こんな質問もしました

安心、安全な国民健康保険制度の村の対応について等

議案等の議決結果一覧

令和2年 第1回(2月) 臨時会

◎令和2年2月17日の1日間の日程で第1回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
報告第1号	専決処分の報告について(村道饒波石山線道路改良工事変更契約について)	【変更内容】 設計変更等により、原請負額より181万6,100円の増額変更	報告
報告第2号	専決処分の報告について(幼保連携型総合施設建築工事(建築)変更契約について)	【変更内容】 設計変更等により、現請負額より130万5,700円の増額変更	報告
議案第1号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う、沖縄県から示された標準保険料(税)率を踏まえ、保険財政の赤字解消及び保険税統一に向か、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため	原案可決 全会一致
議案第2号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	平南川タ－滝駐車場及びその他村管理の公園等の運用状況を鑑み、公園等の管理運営に関し、効率的な管理運営及び今後の村観光振興に寄与されることが期待できるところから指定管理者に行わせることを可能とするため。	原案可決 全会一致
議案第3号	平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	【変更内容】 設計変更等により、原請負額より952万500円の増額変更	可決 全会一致
議案第4号	令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	【変更内容】 設計変更等により、原請負額より423万5,000円の増額変更	可決 全会一致
決議案第1号	おきなわ店舗統廃合計画を見直し、大宜味支店の存続を求める要望決議	JA大宜味支店の廃止は村行政や地域住民にとって多大な影響があることから、村や地域住人の意見を充分に考慮し、地域の合意なく廃止の対象としないよう強く要望するため。	原案可決 全会一致

令和2年 第2回(3月) 定例会

令和2年3月6日～19日までの14日間の日程で第2回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
報告第3号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。	報告
報告第4号	専決処分の報告について(大川川護岸改修工事変更契約について)	【変更内容】 設計変更等により、原請負額より276万4,300円の増額変更	報告
同意第1号	教育委員会委員の任命について	島袋きよみ委員(大兼久区)の任期が令和2年3月31日に満了するので、同委員を再任するため、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。	同意 全会一致
議案第5号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録事務処理要領の一部が改正されたことを受け、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため。	原案可決 全会一致
議案第6号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。	原案可決 全会一致

番号	件名	議案等の概要	結果
議案第7号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	おおぎみこども園の設置による業務の移管等により、大宜味村職員定数条例の一部を改正する必要があるため。	原案可決賛成多数
議案第8号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員に係る服務の宣誓の特例等を追加する必要があるため。	原案可決全会一致
議案第9号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	おおぎみこども園の設置による職務名称の変更等により、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため。	原案可決賛成多数
議案第10号	大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する条例	おおぎみこども園への再編整備に伴い、大宜味村保育所の設置及び管理条例を廃止する必要があるため。	原案可決全会一致
議案第11号	おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	おおぎみこども園設置に伴い関係条例を整備する必要があるため。	原案可決賛成多数
議案第12号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるため。	原案可決全会一致
議案第13号	塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約の変更について	【変更内容】 浚渫工、土捨工、赤土等流出防止対策等の変更に伴い、原請負額より2,363万9,000円の増額変更	可決全会一致
議案第14号	財産の無償貸付について(大宜味村宇田港1045番地1鉄骨造スレート葺平家建)	蕎麦の栽培をとおして、本村の耕作放棄地対策や地域活性化に寄与している大宜味村蕎麦(雑穀類)生産組合に無償貸付するため。	原案可決全会一致
議案第15号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,647万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,553万6千円とする。	原案可決全会一致
議案第16号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,802万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,614万6千円とする。	原案可決全会一致
議案第17号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万4千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,366万2千円とする。	原案可決全会一致
議案第18号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,700万7千円とする。	原案可決全会一致
議案第19号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万3千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,506万3千円とする。	原案可決全会一致
議案第20号	令和2年度大宜味村一般会計予算	歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ36億2,531万1千円と定める。	原案可決全会一致
議案第21号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,912万2千円と定める。	原案可決全会一致
議案第22号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,147万5千円と定める。	原案可決全会一致
議案第23号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,792万3千円と定める。	原案可決全会一致
議案第24号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,444万4千円と定める。	原案可決全会一致
議案第25号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計予算	(※抜粋)工業用水道事業収益475万2千円、工業用水道事業費用332万2千円と定める。	原案可決全会一致

議案 第26号	指定管理者の指定について (平南川タ一滝駐車場)	指定管理者となる団体 一般社団法人大宜味村観光協会 期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日	原案可決 全会一致
意見案 第1号	北部地域基幹病院整備に関する意見書	医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならないため。	原案可決 賛成多数
決議案 第2号	北部地域基幹病院整備に関する意見書	※意見案第1号参照。	原案可決 賛成多数
決議案 第3号	水源基金創設に関する要請決議	水源基金の環境保全や水源涵養機能等の維持及び生活基盤の整備拡充など地域振興策を推進するため、一時的な助成措置ではなく、永続的な財産支援の拡充を求めて水源基金創設を要請する。	原案可決 全会一致
陳情 第17号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)まで延長すること。	採択 全会一致
陳情 第1号	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める陳情書	心臓移植を受ける沖縄県民の患者と付添人の本土での宿泊費の予算確保と支援制度の創設を求める意見書提出の陳情。	議員配布
陳情 第2号	北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	※意見案第1号参照。	採択 賛成多数
陳情 第3号	沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情書	子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、すべての沖縄の子どもたちの笑顔のために、陳情する。	議員配布

討論

議案 第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について

反対討論（吉浜 覚 議員）

本案は、総務常任委員会で93名の定数であるが、現状の正規職員数85名の実数に改正する説明があった。

しかし、議案第9号大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で一部の職務名称を削る改正がある。将来復活する可能性も示唆しており、その時点で改正すればよいとの説明があるが削除の趣旨が曖昧である。次世代を担う小中学校の義務教育現場において、司書を削り誰一人も正規職員がないことなど、これまでに、本村は県内外で活躍されている幾多の人材を輩出している。教育立村を標榜し、人材育成のもととなっている子弟の教育行政に対し相反する今回の条例の一部改正については、将来に不安を感じているところである。

一方では、他団体に正規職員を出向などの対応をしているのにかかわらず、教育現場軽視をするような行政運営はあってはならない。

よって、「人材を以って資源となす」との村是にふさわしい職員配置ができるようにならなければなりません。今回の本案の定数削減に対して反対せざるを得ません。どうか、教育現場軽視の本案に対し、各議員の反対を求め討論とする。

意見案 第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書について

反対討論（吉浜 覚 議員）

本意見案は、医療体制の確保は、（中略）基幹病院を整備しなければならないとしている。しかし、同規模の急性期2病院がある人口約10万人の北部医療圏は、非効率で不安定な医療体が長年続いている。解決策の2病院の統合案では、医師会病院建物整備時の長期借入金の債務問題や県立病院間の人事異動などの医師確保策が使えなくなる等。また、不採算医療を切り捨てない担保として、県がする等の合意は、県地域医療構想の中で北部医療圏の医療体制が歪になり懸念が残る。

不採算医療の提供を義務付けられ、その財政措置として一般会計繰入金という税金を前提とした制度設計が行われている公立病院における地方公営企業法の下で、定数条例や予算、議会等の制度的な枠組みで中の調整や連帶が求められる。また、県立病院においては、6つの県立病院間の連携を図るため人事・組織・運営上的一体性を保持しながら県全体の医療提供体制を確保するために不可欠の調整業務である。さらに、経営の基本原則として「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と規定し、企業としての経済性を発揮できる制度設計が行われている。仮に、公営企業が「経営環境の変化に迅速な対応が困難」と結論づけられるとすれば、県立病院の現在の経営体は否定されることになり、問題は北部基幹病院の経営形態にとどまらなくなる。（中略）全ての県立病院と公立診療所を一体化として経営させる形態に移行すべきであることを基本に、早急に県の第3者委員会で沖縄県地域医療構想と北部地域基幹病院の経営形態を検討すべきと考え、本案に対し各議員の反対を求める討論とする。

賛成討論（安里重和 議員）

この意見書は、令和2年2月5日開催の北部市町村議会臨時総会で全会一致をもって採択した意見書です。平成29年3月に沖縄県に対し「北部地域における基幹病院の整備を求める」112,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手渡した。また令和元年5月15日秋野公造、かわの義博両参議院は、厚生労働省で大口善徳厚生労働副大臣と会い、北部地域への新たな基幹病院の設立を求める22,319人分の署名を提出した。大口副大臣は、基幹病院を整備する場合は、地域医療介護総合確保基金を活用し、支援すると明言した。同基金は、県の医療計画や2025年の医療提供体制を定める「地域医療構想」に基づき、病院など必要な医療体制に充てられる。内閣府の北村信沖縄振興局長は「北部基幹病院が整備されるとなった場合は、厚労省・総務省と連携し必要な支援に取り組む」と述べた。県は、平成30年から約2年間で12市町村長らと協議会を6回開き、地元負担の緩和策等を明記した「基本的枠組みの合意書案」を示し、地元首長も合意する方針だった。しかし2月の県議会で、金城勉県議が合意書案の締結時期を質問したのに対し、県側は不採算医療の課題等を指摘し明確な答弁をしなかった。知事は、「地元首長や議会の意思は重いが、同時に病院で働く方々も含め全ての県民から納得を得る事が肝要」との答弁に終始。知事の選挙公約は、「北部地域の医療体制を安定的に確保する為、北部基幹病院の早期実現を図ります」。今、私たち大宜味村議会ができる事は、北部12市町村が一体となり北部基幹病院設立早期実現を勝ち取ることが、北部地域住民の最大の課題であり、安心・安住・発展につながる事だと私は思っている。

議員各位の賛同を申し上げまして賛成討論といたします。

意見案 第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書について

賛成討論(宮城良治 議員)

北部地域基幹病院整備に関する意見書について賛成の立場で討論を行います。

県立北部病院の医師不足問題で、診療休止や診療制限などによって医療危機が叫ばれるようになります。既に10年以上が経過しております。今なお、北部地域では治療できず、最新設備が整った大きな病院でなければ治療する事が出来ない患者さんやご家族にとっては本当にご苦労されている事だと思います。

北部地域基幹病院整備に向けては、不採算部門が縮小されるのではないか、職員の雇用待遇が維持できるのか、と懸念は出ておりますが、我々村議会議員は村民を代表する者として、また村民に一番身近な存在として、地域のことや村民の医療・福祉の向上等に努める役割があります。

多くの高齢者や福祉施設を抱える我々大宜味村にとっても北部地域基幹病院の早期実現は多くの村民の声でもあり、願いでもあります。

反対討論もありましたが、またそれぞれの立場もあるかとは思いますが、この件に関しましては、村民の命を守る根幹をなすものでありますので、どうか考え直していただきまして、医療格差に苦しむ北部地域全体の総意として全議員賛同のもと意見書を提出できることをお願いいたしまして賛成の討論といたします。

賛否分かれたもの

令和2年第2回(3月) 定例会	採決の結果	大城 佐一	宮城 良治	仲井 間宗利	友寄 景善	大山 美佐子	大城 邦彦	宮城 貢	吉浜 覚	安里 重和	平良 (議長) 嗣男
件名											
議案第7号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	原案賛成可決数	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案第9号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案賛成可決数	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案第11号 おおぎみこども園設置に伴う関係条例の整備に関する条例	原案賛成可決数	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
陳情第2号 北部地域基幹病院整備に関する意見書の採択について	採決賛成多数	○	○	○	○	×	○	○	×	○	—
意見案第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書	原案賛成可決数	○	○	○	○	×	○	○	×	○	—
決議案第2号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議	原案賛成可決数	○	○	○	○	×	○	○	×	○	—

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 退：棄権と意思表明しての退場



- 発行／大宜味村議会
- 編集／議会広報常任委員会
- 印刷／うえや企画印刷

〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
TEL(0980)44-3117 FAX(0980)44-3344
〒905-0004 名護市中山1029-25 TEL(0980)52-7723